

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 8 月 24 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700072号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700044号

第1 結論

請求者のA社における平成4年4月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年4月から平成6年9月までの標準報酬月額については、平成4年4月から同年9月までは24万円から28万円、同年10月から平成6年9月までは26万円から28万円とする。

平成4年4月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年4月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月1日から平成6年10月1日まで

請求期間について、給料支払明細書によると、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたが、年金記録では、それより低額な標準報酬月額とされていることが分かった。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額に相当する報酬月額より高い報酬月額を支給され、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主も既に死亡しているところ、請求者が社会保険担当者であったとする元事業主の妻は、請求期間当時の関連資料等を保存していないことから、平成4年4月から平成6年9月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付については不明である旨回答しているが、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700077号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700014号

第1 結論

昭和63年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年*月から平成3年3月まで

私は、請求期間当時、A市にある大学の学生であり、同市に住所を定め、居住していた。そのため、B市に居住していた実家の母が、請求期間について、私の国民年金の加入手続をA市役所に郵送で行い、同市役所から実家に送付されてきた納付書により国民年金保険料を定期的に納付していたはずである。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が大学生であった請求期間について、母親が自身の国民年金の加入手続をA市役所に郵送で行い、同市役所から実家に送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたとする請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付については何も覚えていない旨陳述していることから、請求期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について不明である。

また、学生の国民年金への加入が任意加入とされていた平成3年4月より前の請求期間当時における、学生の国民年金の任意加入の取扱い等についてA市に照会したところ、同市は、当時、郵送による国民年金の加入手続の取扱いは行っておらず、国民年金保険料の納付可能な金融機関は県内の金融機関に限られており、郵便局においても保険料納付ができなかったため、県外の親元に納付書を送付することはなかった旨回答していることから、請求者の母親が、請求者の国民年金の加入手続をA市役所に郵送で行い、同市役所から実家に送付されてきた納付書により請求期間の保険料を納付していたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者の基礎年金番号は、請求者が請求期間直後の平成3年4月1日に厚生年金保

險被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の記号番号が付番されており、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。